

大和市教育委員会 5 月定例会

日 時 平成 30 年 5 月 22 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 16 号) 町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する
条例案の意見聴取について

日程第 2 (議案第 17 号) 大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 18 号) 物品購入契約の締結について

日程第 4 (議案第 19 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

日程第 5 (議案第 20 号) 大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について

日程第 6 (議案第 21 号) 平成 31 年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書に
ついて (諮問)

日程第 7 (議案第 22 号) 大和市部活動ガイドラインについて

日程第 8 (議案第 23 号) 教育財産の取得の申し出について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 16 号

町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見
聴取について

町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取につ
いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願
いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成 30 年 5 月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
大和市教育局委員会

教育長 柿 本 隆 夫

町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の
意見聴取について（回答）

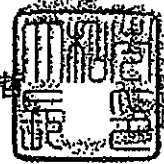
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取さ
れた上記の件について、特段の意見はありません。



平成30年5月11日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大 木



町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案の
意見聴取について（聴取）

このことについて、別添の町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する
条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
意見聴取します。

事務担当 街づくり計画部 事業管理課 事業管理担当
内線 5721

町の区域の設定、変更等に伴う関係条例の整理に関する条例案

(大和市生涯学習センター条例の一部改正)

第1条 大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1大和市渋谷学習センターの項中「福田2021番地2」を「渋谷五丁目22番地」に改める。

(大和市立の学校設置に関する条例の一部改正)

第2条 大和市立の学校設置に関する条例(昭和39年大和市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1大和市立渋谷小学校の項位置の欄中「下和田929番地」を「渋谷七丁目10番地」に改める。

(大和市立図書館条例の一部改正)

第3条 大和市立図書館条例(昭和31年大和市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1大和市立渋谷図書館の項中「福田2021番地2」を「渋谷五丁目22番地」に改める。

附 則

この条例は、大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

議案第 17 号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

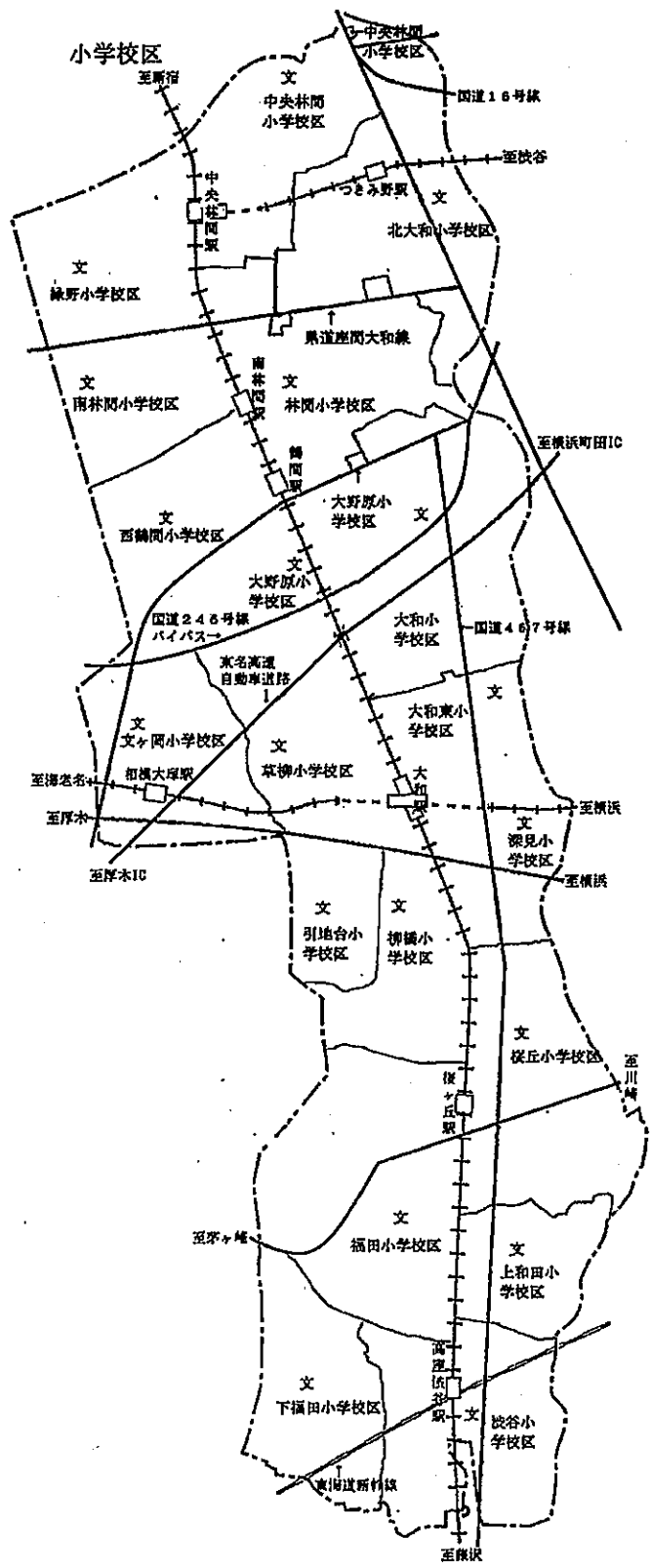
大和市教育委員会規則第 号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

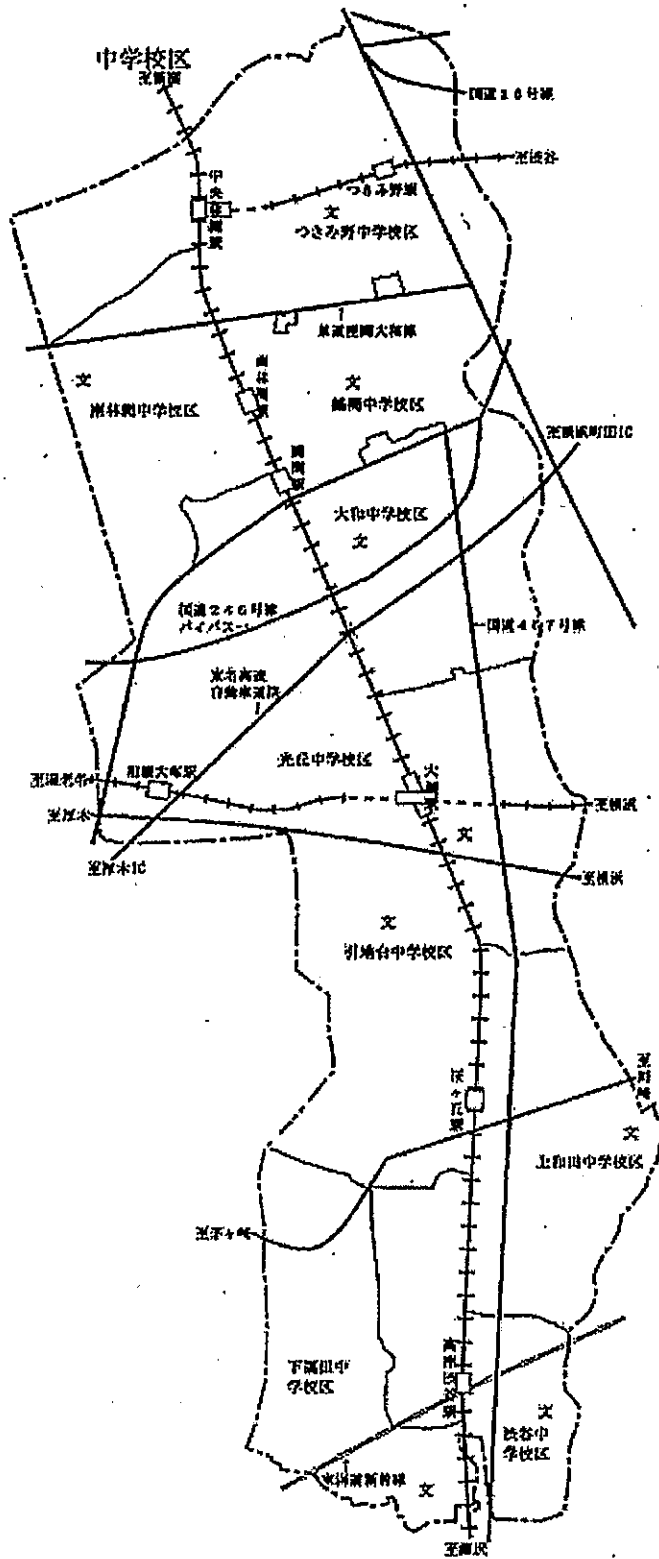
大和市立学校通学区域規則（昭和32年大和町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別図第1及び別図第2を次のように改める。

別図第1 (第2条関係)



別図第2 (第2条関係)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

物品購入契約の締結について

物品購入契約の締結にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

物品購入契約の締結について

学校給食調理用備品の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市鶴間一丁目3番2号
有限会社鶴間金物店
代表取締役 西村良樹
- 3 契約金額 42,066,000円
- 4 納入場所 大和市深見西七丁目5番2号
大和市立北部学校給食共同調理場ほか2か所

平成30年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

学校給食調理用備品を購入したい必要による。

平成30年度 学校給食調理用品 購入備品一覽

No	品名	設置場所	台数	単価	合計 (円)	採入年度	
						採入年月日	採入年度
1	連続揚物機	北部調理場	1	6,510,000	7,030,800	平成13年8月	16年
2	連続揚物機	北部調理場	1	6,510,000	7,030,800	平成14年8月	15年
3	連続揚物機	中部調理場	1	9,570,000	10,335,600	平成9年8月	20年
4	食器消毒保管機	北部調理場	1	2,590,000	2,797,200	平成5年8月	24年
5	食器消毒保管機	北部調理場	1	3,580,000	3,866,400	平成4年8月	25年
6	器具消毒保管機	北部調理場	2	1,520,000	3,283,200	平成8年3月	22年
7							
8	器具消毒保管機	南部調理場	2	1,300,000	2,808,000	平成10年3月	20年
9							
10	包丁組板殺菌庫	南部調理場	1	335,000	361,800	平成8年8月	21年
11	超音波洗浄機	北部調理場	1	1,250,000	1,350,000	平成6年3月	24年
12	超音波洗浄機	中部調理場	1	1,250,000	1,350,000	平成8年3月	22年
13	半自動パン粉着機	中部調理場	1	1,280,000	1,382,400	平成10年3月	20年
14	球根皮剥機	南部調理場	1	435,000	469,800	平成22年8月	7年
合計					42,066,000		

議案第 19 号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第20号

大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について

大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成30年5月22日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

議案第 21 号

平成 31 年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書について（諮問）

平成 31 年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書の採択にかかわる大和市教科用図書採択検討委員会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年5月 日

大和市教科用図書採択検討委員会 委員長 様

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書採択に係る
調査検討について（諮問）

このことについて、大和市教科用図書採択方針に基づいて、「特別の教科道徳」教科用図書の調査検討をしていただきたく諮問いたします。

議案第 22 号

大和市部活動ガイドラインについて

大和市部活動ガイドラインについて、審議願いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市部活動ガイドライン

大和市教育委員会

平成30年 5月

はじめに

中学校時代の思い出として、「部活動」をあげる人は、たくさんいるのではないのでしょうか。また、その思い出は何年たっても、共に汗を流した仲間や顧問の顔と一緒に思い出されるのではないのでしょうか。

これらは、子どもたちに部活動の素晴らしさや仲間の大切さを教えてやりたい、素晴らしい思い出をつかってあげたい、素敵な大人に育ってほしいという顧問の情熱からくるもので、子どもたちのために愛情をそそいできた成果であり、また、そのような顧問の姿が、子どもたちの好ましい成長や発達に欠かせないものと考えております。

一方、子どもたちが育つ環境や学校の役割が拡大する中、運動部・文化部を問わず、連日、または長時間にわたる活動など、十分な休養を、子どもも顧問もとりづらいこと、未経験の種目を担当して技術的な指導が難しいこと等、改善すべき課題があります。

このような状況の中で、大和市部活動ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、先生方の頑張りを支え、子どもからも保護者からも、また地域からも応援されるような活動にしていくために示すものです。

各学校においては、このガイドラインをもとに、学校の実態に沿った「学校部活動方針」を策定し、部活動が生徒主体の教育活動として、適切に運営されるようお願いいたします。

目 次

○ 「大和市部活動ガイドライン」の概要	P 1
1 部活動の意義・目的について	P 2
2 自ら成長する力部活動における3本の柱	P 2
3 実態把握について	P 3
4 部活動の活動日等の設定について	P 3
5 部活動の指導の在り方について	P 4
6 部活動の顧問・指導者について	P 5
7 安全な活動について	P 5
8 保護者・関係者との連携について	P 6
9 部活動の方針の策定等	P 6

○「大和市部活動ガイドライン」の概要

【部活動の意義・目的】

意義：大和市における部活動は、人間性の育成に資するものとする。

目的：部活動は、子どもたちの生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、保護者や地域等の理解と協力を得て、スポーツや文化及び科学等に親しむ中で、「自ら成長する力」の育成を目指す。

「自ら成長する力」をはぐくむ学校教育

・3つの視点・子どもを中心に据えた学校教育・家庭と共につくる学校教育・地域社会と共につくる学校教育
(大和市学校教育基本計画より)

基本目標

夢や目標に向かってたくましく生きる子どもをそだてます	創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます	家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます	地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます
----------------------------	----------------------	---------------------------	-----------------------------

【自ら成長する力 部活動における3本の柱】

・主体性を養う

課題を見つけ、目標を立て、目標達成に向け工夫して取り組む。

・可能性を伸ばす

各種目の魅力を味わい、体力・技術・技能・表現等の向上により、生涯スポーツ・生涯学習の素地を養う。

・社会性を育む

協力する喜び、人とかかわる喜び、様々な人とつながる力を育む。

【部活動の運用】

実態把握	活動日等の設定	指導の在り方	顧問・指導者
<ul style="list-style-type: none"> 子どものニーズ 健康面 生活面 	<ul style="list-style-type: none"> 活動日の設定 活動時間 休養期間 	<ul style="list-style-type: none"> 体罰・暴言の禁止 安全管理の徹底 質の高い指導 	<ul style="list-style-type: none"> 複数顧問の推進 外部指導者の派遣 部活動ボランティアバンク
安全な活動		保護者・関係者等との連携	
<ul style="list-style-type: none"> 事故・けがの防止と対応 自然災害への対応 		<ul style="list-style-type: none"> 保護者会の設定(理解と協力) 連絡体制(緊急時の対応等) 	

1 部活動の意義・目的について

意義：部活動の意義は、人間性の育成に資するものとする。

目的：部活動は、子どもたちの生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、保護者や地域等の理解と協力を得て、スポーツや文化及び科学等に親しむ中で、「自ら成長する力」の育成をめざす。

【部活動の意義・目的】

部活動は、学校経営方針に基づいて計画・実施される教育活動であり、教育課程との関連が図られ適切に実施されるものです。

自主的・自発的な活動が多様化していく生徒にとって、部活動は、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく良い機会であり、部活動に取り組むすべての生徒が意欲的に活動に取り組める体制にすることが求められます。

また、部活動は、異年齢との交流の中で、自分の役割や責任を果たしたり、生徒が互いに協力し好ましい人間関係を形成したりするなどの社会性を育てています。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日ごろの指導において、大会やコンクールの結果のみを目的とするのではなく、一人ひとりの取組状況や体力・技術等の向上について、適切な指導や支援を行うことが必要である。その結果、子どもたち自身が充実感や達成感を味わうことを通して、その活動に自分なりの意義を見出すことが大切です。

2 自ら成長する力 部活動の3本の柱

部活動は、他の教育活動が目的とする観点と同様に、
資質・能力（主体性・可能性・社会性）を育てるものとする。

【主体性】

どんな状況においても、自ら進んで課題を見つけ目標を立て、その達成に向けて考え、行動することができる力を育てる。

【可能性】

各種目の魅力を知り、体力・技術・技能・表現を向上することにより、生涯スポーツ、生涯学習の素地を養いながら、自らを鍛え、高めていく中で育まれる挑戦する力や自らを信じる力を育てる。

【社会性】

多角的・多面的な視点で物事を見ることができ、他者の考えを受け入れ、協力しながら問題解決ができる力とともに、様々な人や集団と関わりつなげる力を育てる。

3 実態把握について

近年、子どもたちの生活も多様化しています。学習塾や習い事など子どもの実態を把握した上で、練習計画や内容を考えていくことが大切です。

【ニーズ】

- ・生徒が部活動に求めていることは何か
- ・様々なニーズへの工夫ある活動

【生活面】

- ・学習塾や習い事等の把握
- ・家族や友達と過ごす時間、趣味の時間などバランスのとれた生活

【健康面】

- ・健康観察
- ・怪我等の把握
- ・技術・技能面や周囲との人間関係の悩みへの寄り添い

※部活動は、学年や学級の枠をこえて集まっており、自発的・自主的に行う場面が多いことから、生徒同士の人間関係をしっかりと把握し、指導していく必要があります。

4 部活動の活動日程の設定について

以前は、指導者の強力なリーダーシップのもと、規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導が中心でしたが、近年は、主体性を重視し、科学的な手法を練習メニューに組み込み、練習時間を短時間に抑えて効果を上げる指導が注目されております。

練習や大会参加の方法や指導のあり方を考えることで、生徒も指導者も充実感をもって活動でき、生徒にとって心身ともに豊かな成長を図っていくことができます。

【練習日】

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・大会やコンクール、練習試合等で土日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。
(例えば、一か月のうちに、平日に休養日が1日もない、または土・日・祝日の休養日が1日もない、といった設定はしない。)

○52日の考え方

- ・平日は部活動が行われない日を1日とする。
- ・土日は全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ・長期休業中は上記の考え方に準ずる。

【朝練習】

- ・朝練習は原則禁止とする。ただし、大会やコンクール等の前など、特に校長が認める場合は、朝練習を行うことができるものとするが、その場合でも、疲れにより授業に影響が出ることをないよう、注意するとともに生徒の安全や健康、家庭や教職員の負担についても十分配慮する。なお、休養日には朝練習も行わない。

【長期休業中の活動】

- ・長期休業中は、その趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えると同時に、顧問自身もリフレッシュできる機会をつくる。

【活動時間】

- ・1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的に行う。

5 部活動の指導の在り方について

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間性の育成を図るための活動です。子どもたちの成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行い、子どもたちが主役となる部活動にすることが大切です。

【体罰・暴言の禁止】

体罰は、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題である。

- ・体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、人権を侵害する行為である。
- ・体罰や暴言は、指導者としての資質に欠ける行為であり、自らの指導力不足を示すものである。

【安全管理の徹底】

- ・生徒の発達段階や健康の状態、気温などの環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給等を設定する。
- ・練習場所、練習器具の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。

【種目の特性・質の高い指導】

- ・部活動は、どの種目も指導の専門家が顧問になっているのではなく、教職員が顧問を受け持っている。教育の気持ちと視点を持ち、生徒にとって顧問が良き相談役として、悩みや不安に寄り添うことが大切である。
- ・顧問として生徒の意欲や向上心に応えられるよう、練習メニューを考えたり調べたりすること、また、生徒と一緒に考えることが求められる。
- ・子どもたちの好ましい成長のために、顧問が愛情をもって努力する姿が質の高い指導につながるものである。

6 部活動の顧問・指導者について

【複数顧問の推進】

- ・複数の顧問で部活動を運営することは、教職員の負担を軽減するだけでなく、生徒指導の点からも有効である。技術指導と事務作業を役割分担するなど、工夫した体制づくりが望まれる。

【外部指導者の派遣】

- ・各年度、学校の実態に沿って外部指導者30名を派遣する。
- ・年間52回、1回の指導は2時間程度とする。
- ・専門的知識と技能を有する指導者を部活動の顧問の協力者として、生徒相互及び指導者とのふれあいを通じて、心身ともに健全な中学生の育成を図る。
- ・採用に当たっては、校長面接を行う。指導者の人格が子どもたちに与える影響の大きいことを考慮し、学校教育の一環である部活動の意義に対する理解を確認する。

【部活動ボランティアバンク】

- ・地域より部活動の指導ボランティアを募り、その活用を図ることによって部活動を支援する。
- ・教育委員会は、申請を受けた場合、登録者としての適否を判定し、中学校部活動指導ボランティアバンク登録簿に登録する。
- ・学校が中学校部活動指導ボランティアバンクを活用する場合は、教育委員会が仲介した後、校長面接を行う。指導者の人格が子どもたちに与える影響の大きいことを考慮し、学校教育の一環である部活動の意義に対する理解を確認する。
- ・ボランティアで部活動の指導を行う場合は、中学校部活動指導ボランティアバンク登録簿に登録することを必須とする。

7 安全な活動

【事故・けがの防止と対応】

- ・部活動の実施にあたっては、子どもの生命・身体・健康を守ることを優先する。
- ・指導者はもとより子ども自身も安全意識を高め、日ごろから事故を未然に防ぐことができるよう健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。
- ・事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう教職員等の救急体制を整えておく。

【自然災害への対応】

- ・活動時の気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分留意する。
- ・暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行われるよう、情報の収集に努めるとともに、学校の災害対応マニュアル等に則り対応する。

○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト

(文部科学省)

- ▶ 学校における体育活動中の事故防止について（報告書） 平成24年7月

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等

<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>

- ▶ 学校における突然死予防必携

http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx

- ▶ 熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー

http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/848/Default.aspx

8 保護者・関係者等との連携

部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、運営上欠かすことができない大切なことです。

【保護者会の設定（理解と協力）】

- ・適宜、保護者会を開き、部活動の方針やきまり等を伝え、その理解と協力がえられるよう努める。
- ・大会参加等、経費の集金は、保護者に文書で通知する。
- ・部活動費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、保護者に報告する。
- ・日ごろから活動状況を伝えるなど、保護者との良好な関係作りに努める。

【連絡体制（緊急時の対応等）】

- ・活動予定の変更など、生徒だけではなく、保護者にも確実に伝わるようにする。
- ・けが等緊急時の連絡先を把握しておくとともに、その扱いには十分注意する。

9 部活動の方針の策定等

- ・校長は、「大和市部活動ガイドライン」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- ・校長は活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の内容を把握し、適切に活動が行われるよう、適宜、指導・是正を行う。

議案第 23 号

教育財産の取得の申し出について

大和市公有財産規則の規定に基づく市長への教育財産の取得の申し出について、
審議願いたく提案する。

平成 30 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

取得する教育財産の概要

No.	1	2	3	4	5
名称	市立下福田小学校 プール受水槽	市立福田小学校 プール受水槽	市立引地台小学校 キュービクル(受変電設備)	市立下福田中学校 防球ネット	市立南林間小学校 防球ネット
所在地	福田 570 番地	福田五丁目 22 番地 1	草柳三丁目 1 番地 2	福田 1569 番地 1	南林間九丁目 3 番地 2 号
構造等	プール受水槽 鋼製	プール受水槽 鋼製	キュービクル(受変電設備) 鉄製	防球ネット 支柱: 鋼管製	防球ネット 支柱: 鋼管製
面積等	有効容量 31.2 m ³	有効容量 31.2 m ³	3,900 mm×2,400 mm×2,000 mm	L=150m,H=10m	L=110m,H=10m
取得理由	老朽化により設備を更新し、併せて防災機能の向上を図るもの。	老朽化により設備を更新し、併せて防災機能の向上を図るもの。	老朽化により設備を更新するもの。	学校活動等での必要性により設置するもの。	学校活動等での必要性により設置するもの。
取得方法	大和市による設置	大和市による設置	大和市による設置	大和市による設置	大和市による設置
取得時期	平成 31 年 2 月	平成 31 年 2 月	平成 30 年 11 月	平成 31 年 2 月	平成 31 年 2 月
参考	概算事業費 18,061 千円	概算事業費 19,397 千円	概算事業費 42,315 千円	概算事業費 28,523 千円	概算事業費 14,764 千円